

## SUIJI サービスラーニング・プログラム (SUIJI-SLP) 覚書

SUIJI (Six-University Initiative Japan Indonesia) コンソーシアムを構成する日本国国立大学法人愛媛大学、国立大学法人香川大学、国立大学法人高知大学とインドネシア共和国ガジャマダ大学、ボゴール農業大学、ハサヌディン大学は、熱帯農業に関する SUIJI コンソーシアム協定書を 2011 年 3 月 16 日に締結した。この協定書第 2 項に基づき、学士課程の SUIJI サービスラーニング・プログラム（以下「SUIJI-SLP」という。）を創設するための以下に記載する事項について同意する。

本プログラムは、SUIJI コンソーシアムを構成する 6 大学が農山漁村地域で実施する SUIJI サービスラーニング（以下「SL」という。）に SUIJI-SLP 履修学生（以下「履修生」という。）が参加し、現実の課題に取り組みながら体験を通して学ぶプログラムである。SUIJI-SLP を履修し所定の単位を取得した履修生は、SUIJI コンソーシアムからサーバント・リーダーとしての資格認定を受けることができる。

## 1. SUIJI-SLP

### (a) SUIJI-SLP の概略

SUIJI-SLP は、6 大学が実施する SL で構成され、履修生は国内 SL 及び海外 SL において 6 大学が実施する SL のいずれかを履修する。その実施においては、SUIJI サーバント・リーダー養成センター（主幹：愛媛大学）が調整にあたる。

### (b) SUIJI-SLP の履修方法

履修生は、原則として、所属大学が開講する地域未来創成入門、カルチャーシェアリング及び推奨科目（サバイバル・コミュニケーションなど）を履修したうえで、国内 SL 及び海外 SL を履修する。単位認定は履修生の所属大学が行う。

### (c) SLP の実施における受入大学

履修生が参加する SL 実施大学が受入大学となる。

## 2. 履修生

### (a) 対象学生

SUIJI コンソーシアム構成大学に在籍する学生は SUIJI-SLP に参加することができる。

### (b) 履修生の決定方法

履修生の決定に当たって必要な事項については、別途定める。

### (c) 海外 SL に参加する履修生の受入大学における身分

海外 SL に参加する履修生を受け入れる大学は、履修生に対して在籍身分（短期交流学生、特別聴講学生など）を与える。

## 3. SL 単位認定

各大学は、SL（国内・海外）を所属大学の規程に従って単位認定する。

## 4. サーバント・リーダー資格認定

SUIJI-SLP を履修し所定の単位を取得した学生は、申請により、SUIJI コンソーシアムが認定するサーバント・リーダー資格を取得することができる。

## 5. 受入大学における授業料等

受入大学は履修生に関わる検定料・入学料及び授業料を徴収しないものとする。

## 6. SUIJI-SLPに係る経費

- (a) SUIJI コンソーシアムは、SLP に関わる経費の確保に努める。
- (b) 履修生は、原則として、旅費、宿泊費、旅行保険費等のうち、(a) で確保されない経費を支払うものとする。
- (c) 派遣大学と受入大学は必要に応じて事業実施経費の負担について協議する。

## 7. 知的所有権

知的所有権については、別途定める。

## 8. リスク管理

SUIJI-SLP の実施において不測の事態に遭遇した場合には、SUIJI サーバント・リーダー養成センター（主幹：愛媛大学）の調整のもと、派遣大学と受入大学が協議し善処方をはかる。

なおこの覚書に定めるもののほか、SUIJI-SLPに係る学生と教員の派遣・受入に関して必要な具体的事項は、「SUIJIサービスラーニング・プログラム及び共同学位プログラム（SUIJI-JDP）のための第2回6大学合同実務者会議議事要録」の付録D（「SUIJIの学生及び教員の派遣・受入のためのリスクマネジメントについての覚書」）にて別途定める。

## 9. 有効期間

この覚書は、調印の日から発効し、5年間有効とする。ただし、SUIJI コンソーシアム構成大学の合意に基づき、変更又は更新することができる。また、この覚書は有効期間内であっても、SUIJI コンソーシアム構成大学の合意が得られた場合は、いかなる時点においても解消することができる。

## 10. 具体的事項

この覚書に定めるもののほか、SUIJI-SLPに参加する学生と教員の派遣・受入に関して必要な事項は別途定める。

## 11. その他

この覚書は、英語で6部を等しく正文として作成し、各自1部を保有するものとする。

## 附則

この覚書は、2013年4月1日から適用する。

年 月 日

署名 \_\_\_\_\_

ガジャマダ大学長

年 月 日

署名 \_\_\_\_\_

愛媛大学長

年 月 日

署名 \_\_\_\_\_

ボゴール農業大学長

年 月 日

署名 \_\_\_\_\_

香川大学長

年 月 日

署名 \_\_\_\_\_

ハサヌディン大学長

年 月 日

署名 \_\_\_\_\_

高知大学長